

肥料等を生産・販売する皆さま

資材リスト登録支援



有機 JAS 資材リストへの 登録・更新・変更の審査経費支援があります

● 第2回 公募期間

令和 7 年 9 月 1 日(月) ~ 15 日(月)

加点方式にて採択審査を行います

● 補助率

1/2 以下・15 万円 まで

● 対象経費

有機資材評価機関*の登録等審査経費

*有機資材リスト掲載一覧表に掲載されている機関

- ✓ (一社)有機 JAS 資材評価協議会
- ✓ (特非)日本有機農業生産団体中央会
- ✓ (株)ACCIS

応募者の主な要件 **すべてを満たすこと**

下線は前年度補助事業との相違点

1. 有機 JAS 資材リストへの登録・更新・変更を検討している事業者
2. 有機 JAS 資材リスト登録等について、アンケート調査に協力できること。
3. 採択のお知らせを受けた後に、JAS 協会へすみやかに交付申請を行うこと。
4. 交付決定後に、有機資材評価機関へ申請し、経費を支払うこと。
5. 有機資材評価機関から判定結果通知を受取り登録審査経費の支払いを終わりしだい、すみやかに「実績報告兼請求書」を提出すること。提出期限は令和 8 年 1 月 30 日。
6. 地元自治体、農林水産省又は他省庁等から、同じ内容(資材登録等費用)の補助金の交付を受けていないこと。

有機 JAS 資材リストへの登録とは

農林水産省ホームページより

有機JAS適合資材リストへ肥料等の掲載について

○ 有機JAS適合資材リスト※1に掲載された肥料等は、全ての有機JASの農家が、個別に評価することなく使用することができます。

※1 有機JAS適合資材リスト：

一定の要件を満たす資材評価機関が資材の評価を行い、有機JASに適合するものとして公表したリスト。

[資材リスト掲載一覧表はこちら](#)



○ 有機JAS適合資材リストに肥料等を掲載すれば、

- ✓ 肥料の原材料・製造工程等を示す書類は、資材評価機関 1 機関のみに提出すればよく、個々の農家との書類のやりとりは不要になります。
- ✓ 当該資材を使用を検討する有機JASの農家の負担が大幅に軽減されます。

○ 有機JAS適合資材リストに資材を登録するには、資材評価機関に、肥料等の原材料・製造工程等を示す書類(次項中段「根拠書類」参照)を添付して申請の上、評価を受ける必要があります。

応募
お問合せ先

一般社団法人 **日本農林規格協会 (JAS 協会)**

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 15-12 八重洲カトウビル 4 階

TEL 03-3249-7120 <https://www.jasnet.or.jp>



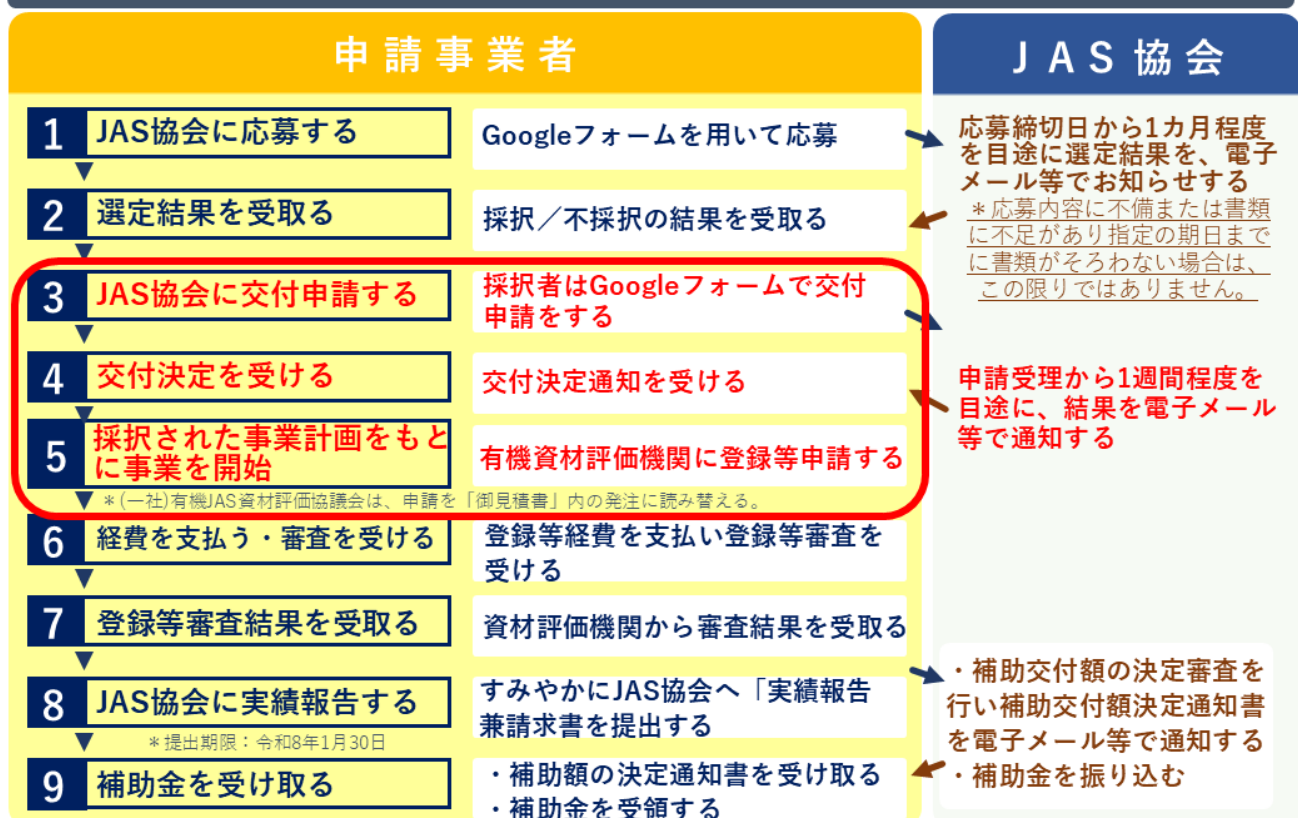
補助対象経費

交付決定を受けた後に有機資材評価機関へ申請し支払う登録等審査経費

- ・ JAS 協会の交付決定を受けた後に有機資材評価機関へ申請を行い、支払う登録等審査経費の半額以下 (上限 15 万円)
- ・ 有機資材評価機関への入会金、年会費をはじめ登録後の年間管理費などに相当する経費は、対象に含まれません。

対象になる	対象にならない
○評価機関事務費（申請費、書類審査費、分析費、判定費、登録証発行費等）	×消費税
○検査費（検査日当、移動日当、報告書作成費等）	×入会金
○検査員旅費（交通費、宿泊費等）	×年会費
○有機 JAS 資材講習会受講費	×年間管理費、年間維持管理費
*JAS 協会の交付決定を受けた後に支払い受講したものに限る。修了者の人事異動に伴う後任者の受講、有機 JAS 資材リスト登録等について知識を深めるための受講も対象。	×フォローアップ講習会受講費
など	×振込手数料、郵送料、書類印刷代、写真代
	など

補助の応募から補助金受取りまで



応募書類

下線は、前年度補助事業との相違点

1. JAS協会指定「別記様式第1－2号 事業実施計画書」…Googleフォームに入力する
2. 会社案内または会社概要
3. 定款
4. 財務諸表 貸借対照表、損益計算書等財務状況がわかるもの
5. 有機資材評価機関の審査経費見積書 提出日時点で発行日から3カ月以内であること
6. 登録等申請資材の資料
新規登録 → 資材名等詳細がわかる資料（見積書、カタログ、ホームページの写し等）
更新・変更 → 「有機JAS資材リスト登録証」等のコピー
7. 有機資材講習会受講費を含む場合は、講習会の詳細がわかる資料
受講費見積書または有機資材評価機関のホームページ等受講日・受講料等がわかること
8. 【任意 採択審査時に加点あり】
申請資材の販売先がある、または販売計画があり商談中の場合
販売先がある → ①販売先が有機JAS認証事業者であることがわかる資料（有機JAS認証書、農林水産省ホームページ掲載の有機JAS認証事業者一覧等）
②令和6年1月1日以降の取引がわかる納品書（1回の取引分で可。商材が登録等申請資材であること、発行者が補助申請者であることがわかるもの。）
販売計画があり → ①商談先が有機JAS認証事業者であることがわかる資料（有機JAS認証書、農林水産省ホームページ掲載の有機JAS認証事業者一覧等）
②令和6年1月1日以降の商談先との企画書・商談記録（商材が登録申請資材であること、受注者が補助申請者であることがわかるもの。取引予定先とのメールでも可。）

応募方法



Google フォームから応募

①右の QR コードまたは JAS 協会ホームページから、Google フォームの応募 URL にアクセスします。→[こちら](#)



②必要事項を記入し、案内に従って「添付書類」をアップロードしてください。

③最後までご回答いただき「送信」をクリックすることで、応募となります。

④ご入力いただいたメールアドレスに、応募内容の控えが送信されます。必ず保存してください。

Google フォームを利用し応募するにあたっては、Google アカウントが必要です。

応募内容、添付書類に不足があり指定の期日までに書類がそろわない場合は、不採択となる場合があります。あらかじめご承知おきください。

Q1：有機 JAS 資材リストへの登録支援事業とは、どのようなものですか。

(A1) 令和 6 年度補正予算 JAS・食品安全マネジメントの普及対策事業として、有機事業者の有機 JAS 認証取得等に要する負担軽減に向け、有機 JAS 認証取得等支援等とともにを行う事業です。

交付決定事業者には、実績報告時に有機 JAS 資材リスト登録前後の変化についての調査等へもご協力いただき、さらなる施策改善に活用します。

Q2：すでに登録済みの資材の更新・変更申請（原材料・製造工程などの変更）をする場合、その経費も補助の対象になりますか。

(A2) 対象です。新規登録資材の登録審査経費に加えて、登録済み資材の更新や変更申請（原材料・製造工程などの変更）にかかる経費も補助の対象です。

Q3：有機 JAS 資材リストへの更新申請を予定していますが、応募に見積書は必要ですか。

(A3) 更新申請する有機資材評価機関が発行した見積書が必要です。

Q4：有機資材評価機関が指定する講習会受講費は、補助の対象になりますか。

(A4) 有機 JAS 資材リスト登録等に伴う講習会受講費であれば対象です。ただし、JAS 協会の交付決定を受けた後に受講する必要があります。初めて資材登録する事業者の受講に加え、修了者の人事異動に伴う後任者の受講や有機 JAS 資材リスト登録等について知識を深めるための受講も対象です。なお、講習会受講のみで応募することはできません。

Q5：応募者多数により予算を超過した場合は、どのように採択しますか。

(A5) 加点方式による採択審査を行い選定します。加点項目は、①これまで有機 JAS 資材リストに登録したことがないもの、②申請等資材の販売先を確保しているもの、③新規申請・更新申請等の「審査の別」ごとの資材数、④事業の継続性、⑤運営の公開性・透明性、⑥農林水産省からのヒアリング調査に同意するものです。予算の範囲内で加算点の高い事業者から順に採択決定します。なお、財政状態から継続した事業が見込まれない場合、運営の公開性・透明性等が低く事業の推進体制の確立が見込まれない場合は採択しないものとします。

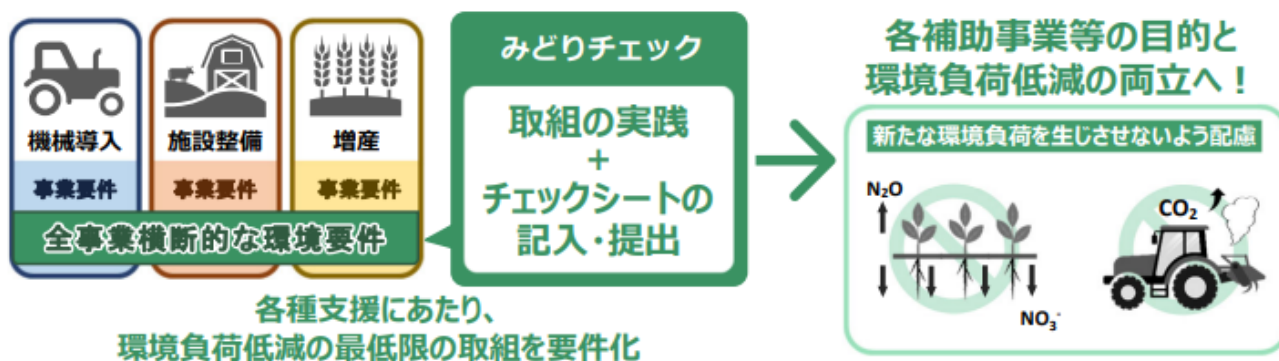
Q6：農林水産省は、令和 3 年 5 月策定した「みどりの食料システム戦略」に基づく取組として、農林水産省の補助を受ける全ての事業者に、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化したと聞きました。これにより、必要なことはありますか。

(A6) 応募書類に、「環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート」が含まれています。チェックシートの各項目を読み、該当する全ての項目に取り組む（実施する）旨のチェックを入れてく

ださい（該当しない場合は、—（横棒）を記入してください。）。なお、令和 6 年度補正事業である本事業の補助申請者には、実施した旨の報告は求められていません。

「みどりチェック」のねらい

「みどりチェック」（環境負荷低減のクロスコンプライアンス）は、**農林水産省の全ての補助事業等**において、チェックシート方式により、**最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化**するものです。これにより、事業を実施する際に新たな環境負荷が生じないようにし、**各補助事業等の目的と環境負荷低減を両立**することを目的としています。



詳しく知りたい方はこちら

農業経営体、畜産経営体、林業事業者、漁業経営体、食品関連事業者、民間事業者・自治体等向けのチェックシート解説書やQA集等を掲載しています。

→<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>



Q7：応募を終えた後、交付申請はどのように進めればいいですか。

(A7) 昨年は、応募と交付申請が同時にできましたが、今年度は、加点方式による採択審査を行い選定した結果、採択者となった事業者は、別途、交付申請の手続きが必要になりました。

手続きの流れ

1. 応募締切日から 1 カ月程度を目途に採択審査結果が通知されます（応募内容に不備または書類に不足があり指定の期日までに書類がそろわない場合は、この限りではありません。）。
2. 採択された方は、JAS 協会へ交付申請を行ってください。
3. 申請受理から 1 週間程度を目途に結果が通知されます。
4. 交付決定を受けた後に、有機資材評価機関へ登録等申請を行ってください。（一社）有機 JAS 資材評価協議会に申請を行う場合は、「御見積書」内の発注書に記入した発注日が申請日となります。

資材登録期間の都合等により、やむを得ず交付決定を受ける前に、有機資材評価機関へ登録等申請を行う場合は、本計画書の取り下げが必要です。必ず JAS 協会までご連絡ください。

Q8：応募から交付決定までは、どのくらいの時間がかかりますか。

(A8) 標準的な期間は、1 カ月半です。

Q9：交付決定を受けたら、必ず補助金は交付されますか。

(A9) 実績報告が期限までに提出されない場合など、その他交付条件を満たすことができなかった場合は、交付が受けられません。本事業実施規程(JAS 協会ホームページ参照)をご確認ください。



Q10：交付決定後、補助金を受取る方法を教えてください。

(A10) 有機資材評価機関に登録等審査経費を支払い、判定結果通知を受取りしだい、すみやかに以下の書類を揃えて JAS 協会までご提出ください。審査の結果、不適合になった資材にかかる登録等審査経費は対象外のため、除外してご報告ください。提出期限は、令和 8 年 1 月 30 日です。補助交付額決定審査会にて補助交付額を決定し、交付額決定通知書にてその額をお知らせします。通知後、約 2 週間をめどに補助金を指定口座にお振込みします。

1. JAS 協会指定「別記様式第 4－2 号 実績報告兼請求書」
(有機 JAS 資材リストへの登録に関する調査票を含む) …Google フォームに入力する
2. 登録等審査が完了したことがわかる書類
「有機 JAS 資材リスト登録証」等
3. 申請日がわかる書類
「御見積書」内の発注書等
4. 登録等審査経費内訳がわかる書類
有機資材評価機関が発行した「審査経費請求書」等
5. 有機資材講習会受講費を含む場合は、修了・支払い等がわかる書類
「講習会受講費請求書」・「講習会修了書」
6. 経費支払い完了を証明する書類
通帳、払込票、ネットバンキングの振込画面など
7. 補助金振込口座が確認できる書類
通帳の表紙・見開きページ、電子通帳等の画面など

すべてコピー可。詳細は「実績報告兼請求書」参照。